

令和3年度

第4回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年7月26日（月）

佐々町農業委員会

令和3年7月 第4回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年7月26日(月)午後1時30分
 2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室
 3. 開 会 令和3年7月26日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	濱野 努君	3	池田 邦義 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

(4) 審議事項

第7号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第8号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第9号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第10号議案 非農地通知申出書について（野寄地区）

第11号議案 非農地通知申出書について（角山地区）

(5) 協議事項

令和3年度 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

(4) その他

① 8月定例会の日程について

② 人・農地プランアンケート回収について

③ 令和3年度地区別農業委員会委員研修会日程について

④ その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、こんにちは。ちょっと時間あと5分早いですけども、皆さんおそろいですので、ただいまから令和3年度第4回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。暑い日が続いております。皆さんもテレビ報道で御存じのことと思いますが、このコロナの中でオリンピックが開会しました。選手の皆さんにとっては自分の実力を試すときで、この機会を5年間待ち望まれた会だと思います。

それから、梅雨入りも早かったし、梅雨明けも早く明けました。けれども、梅雨の期間中も初め大変雨量が少なく、現在は佐々川の水も結構少なくなって、山沿いにおいてはもう全然水がないというところもちょっと聞いております。稲作の管理に大変頭を痛めるところではないかと思えます。少し災害のない程度に雨が降ってくれればと願っております。

これから、夏、8月、9月かけて農地パトロール等いろいろ皆さんに活動をお願いすることがあります。暑さ対策、コロナの感染対策を十分にされて活動していただくようよろしくをお願いいたします。

本日も議案が円滑に進行すること、よろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の出席農業委員におかれましては、全員出席でございます。それから、最適化推進委員の方におかれましても、全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 座ってさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、2番、濱野委員、3番、池田委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

以上で、日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）報告事項に入ります。

報告第1号農地転用制限の例外規定に係る届出書について事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の1ページをお開きください。朗読説明いたします。

農地転用制限の例外規定に係る届出書。

届出者、〇〇〇〇。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、下記のとおり農地を転用したいので届け出ますということでございます。

届出者の住所、〇〇〇〇、職業、農業、土地の所在、平野免字平野原571の4、地目、台帳、現況ともに畑、770m²のうち32m²、利用状況は耕作でございます。

それから、下の転用の計画でございますが、まず、用途が農機具倉庫を建てたいということで今回の申請が上がっております。

この届出につきましては、本来であれば農地転用が必要なんですけども、例外として建築面積が200m²以内であれば、この届出に代えていいというふうになっておりますので、今回、この申請が出ているという状況でございます。

次のページをお開きください。5ページを御覧ください。

すみません、5ページじゃなくて別紙でちょっと議案につけていなかったもんですから、この航空写真と現況写真を見てください。まず、航空写真のこの青い四角で囲っている部分が今回の申請地でございます。場所は、〇〇〇〇さんの御自宅、これ、ちょっと航空写真の右のほうに白い屋根があると思いますが、ここが〇〇〇〇さんの御自宅であります。この大体脇付近ということですが、玉置さん分かります。これ、あります。——ない。なかですか。（「ありました」の声あり）ありました。

この青い枠で次の現況写真をつけておりますけど、この①、②、写真を撮った方向を見比べてもらえば分かると思いますが、1の方向が上の、現況写真の上のほうです。赤く囲ったところが農機具倉庫を建てる場所、2番目が反対側から撮った部分で添付をさせていただいております。

それで、大きさにつきましては、議案書の5ページを見てもらえばと思いますが、横8mの縦4m、平面図と側面図、下が側面図です。を見てもらえばと思います。

それで、五役会の際に建築確認申請等のちょっといろいろお話がありまして、ちょっと確認をしております。その結果、佐々町につきましては、これ県のほうに確認しております。佐々町につきましては、建築物——建てるものです。プレハブでも何でもそうです。——については、全部佐々町内はその区域内であるので、必ず確認申請が必要と。

これ、平成29年まではちょっと農機具倉庫等は除外ということで申請する必要がなかったんですが、もう29年以降は全部が建設課を通して建築確認申請をしなければいけな

いというふうに決まりがあります。

10m²というのは、面積要件があるんです。これ増築する場合です。増築する場合は10m²、だから、初めからの分は何か建てるときにはもうゼロから必ず申請が必要という事です。

したがって、佐々町については農機具を置く倉庫等を建てるとしても、建築確認申請というのが必要となってきます。

以上で説明、以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。——ないようですので、報告事項を終了いたします。

次に、日程（4）審議事項に入ります。

第7号議案農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の6ページをお開きください。A3版になっています。朗読説明いたします。

第7号議案農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町市瀬免字古田155の2、地目が田、現況は耕作でございます。面積が393m²、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。転用の目的でございますけれども、一般の個人住宅です。平屋建てです。1階建てです。1棟の建築面積が91.20m²、農地区分が第2種農地となります。今回の理由といたしましては、現在、御自宅を持っていらっしゃいますけれども、そこが老朽化、それから、もう裏がちょっと急斜面でもう大雨等でちょっと土砂崩れの可能性もあるということで、今回の申請地に新築して移り住みたいということが、今回の申請の理由でございます。

場所につきましては、9ページをお開きください。

ちょうど松瀬のところに〇〇〇〇があると思います。〇〇〇〇の裏手、古田地区の農地、そこが申請地で場所でございます。

10ページに現況写真もつけております。ここ、155の1と155の2となっておりますが、もともとは155番の農地でありまして分筆されております、作る場所だけです。赤枠だけ文筆がされております。

それから、12ページをお開きください。

12ページに配置図をつけております。先ほど言いましたとおり、この155の1だけはまだ農地として残るということです。この薄く黄色くなったところが申請地でござい

して、ここに個人の平屋建てを建てるという状況でございます。ここは、下水道区域でございませので合併処理浄化槽となります。したがって、ここにちょうど青い動線があると思います。矢印の浄化槽と書いてあるものです。浄化槽ですので、浄化した分は水路に放流すると。

それから、雨水等に関しましては、この緑の動線でございます。これちょうど雨水は既存の側溝に放流ということで、ここに農業用の用水路が流れておりまして、雨水等はここに流すという計画でございます。

それから、13ページをお開きください。

13ページに被害防除計画書をつけております。まず、造成等の計画でございますが、現状のまま利用すると。それから、先ほど図面で見てもらったとおり、ちょうど155の1と155の2の境に防護柵を設けるという計画でございます。

それから、②番の放流と合併浄化槽は先ほど言ったとおりでございます。

それから、③番です。建物の高さは、高さ7mと、隣地の農地を確保するというので、すみません、もう一度お戻りください、12ページ、それで、この155の1の農地につきましては、この車のところの上に白い空洞がありますけど、ここを通过这个の農作業をするように確保されております。

それから、その下には158番地とありますが、ここは隣接の農地でございます。隣接の農地の方の承諾もいただいていると。それから、水路放流する水利組合の代表の方の承諾もいただいているという状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明、お願いします。2番。

2番（濱野 努君） 2番です。

今月の15日の日に関係者と立会いをする計画をしておりましたが、私事でありまして、ちょっと不幸がありまして、その日には行けませんでした。これ、ちょっと知ってから、その前の日と、土曜日ですか、五役会があった後に本人さんと会いましてお話をさせていただきました。

今、説明がありましたが、155の1の農地に入るには、12ページにその駐車場を通過して後ろの通路を通過してこの農地に入るということで、一応、話は聞きました。

雨水に関しては、既存の用水路じゃなくて、ちょっと下のほうに168の2とした水路というところがあります。これがはずしになっていまして、できればここまで引っ張っていただけないかという相談をちょっとしてはおります。

ほかのほうでは問題ないのかなと思います、もともと農地の地目は田んぼですけど、

長いこと耕作は畑として利用されていらっしやいましたので、そのまま利用するという
ことです。

皆様方の御審議をよろしく申し上げます。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） これちょっと事務局にお尋ねします。

今、説明が事務局からありましたが、12ページです。155の1と158、それと水路、
これの結局、利用組合と隣地の承諾をいただいているということでありましたけど、
そういう書類の添付を今後お願いしたいと思います。

口頭だけで、その承認を得たということですけど、一応、書面にて添付をお願いしたい
と思います。（「了解いたしました。申し訳ございません。」の声あり）

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。——なければ採決をいたします。

第7号議案について転用やむなしを思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手
の声あり）ありがとうございました。全会一致で転用やむなしということで県に進達い
たします。

次に、第8号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の16ページをお願いいたします。A3版です。朗読説明いた
します。

議案第8号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。県知
事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町皆瀬免字檜付447番4、地目、畑、現況、不耕作、
117m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社役員、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無
職。

転用の目的でございますが、駐車場、普通車4台の計画でございます。

ここは、第3種農地ということでございます。

理由といたしましては、ちょっと後もって説明をいたしますが、ここの隣地にちょっと
した喫茶店とサウナの施設です。キャンプ場を経営するために、今回、駐車場を造りたい
ということでの申請でございます。

まず、場所につきましては、20ページを開いていただければと思います。

こちらから吉井方面に行きまして、神田線をずっと行きまして、神田駅の15m手前ぐ
らいから右に曲がっていきます。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんのバス置場等、事務所等が

ございますが、そのちょっと先のところが、今回、申請地でございます。

現況写真を見ていただければと思いますが、26ページをお開きください。

こういった形に、今、なっております。この〇〇〇〇と看板でございますが、ここは、元〇〇〇〇さんの家があったところでございますが、地目は、もう農地でございません。ただ、今回の申請地が赤枠のところがございますが、ここが一部117m²農地として残っていると。ここに駐車場を計画して、この広いところ、ちょっと上になるんですが、カフェとサウナ施設、キャンプ場を計画したいという申請でございます。

それから、22ページにお戻りください。

22ページに配置図を作っております、書いてございますが、ちょっとこの赤い部分が今回の申請地です。こういった形でカフェとサウナと、上にキャンプ場と書いてあります。このカフェとサウナのところは先ほど言いましたとおり宅地でございますので、今後も農地転用の申請が上がることはございません。

ただ、この上にキャンプ場と書いてございますが、ここは農地にちょっとなっております。さらに農振区域に入っておりますので、今、産業経済課のほうに農振除外の申請をされているという状況です。後もって申請が上がってくるという計画でございます。

それから、23ページをお開きください。

被害防除計画書でございます。まず、造成の計画でございますが、これ、あくまでも駐車場に対する被害防除計画ですので、現状のまま利用するというところでございます。隣接地にはちょっと農地はもうございませんので、今回は承諾書、隣地の承諾等はいただいております。

それから、ここも合併浄化槽になっておりますので、水路等の側溝、22ページのほうはちょっとまだ仮の図面ですので、今のところまだ浄化槽の流れる方向であるとか水路放流とか、ちょっとまだここには載せていないという状況でございます。

それから、27ページにこれあくまでも今回の申請とはまた別になりますので、立面であるとか、サウナの立面とそれからカフェの立面図等は参考程度に載せていただいております。正式には、農振除外がなくて、今回、ごめんなさい、サウナ等は参考程度に載せていただいているという状況でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。13番。

13番（濱野 卓也君） 今月7日の日に事務局長と私と〇〇〇〇さんのほうで現地確認、午後から現地確認を行いまして、この写真でも分かるとおり、この農地の、農地だけの進入路もなくて、この宅地を通っていかないとこの農地には行けないとのことで、もう新たに農

地として活用するのも厳しいのかなと思いました。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。——よろしいですか。
3番。

3番（池田 邦義君） これは、今の申請には別に私は異論はないんですけど、別枠でちょっとお聞きしたいんですけど、このキャンプ場というのが農振から外れている場合、この面積というのはどれくらいあるんですか。

事務局長（金子 剛君） 面積ですか。このキャンプ場のところですよ。約2反3畝ぐらい。
（ 私語あり ）すみません、ちょっと今、ここは申請地じゃないので、後もって回答させてもらってよろしいですか。

3番（池田 邦義君） はい。

これは、局長、駐車場の利用計画書の下段に、その他のところに。

事務局長（金子 剛君） ここには書いてはあるんですけど、ちょっと正式には、これカフェとかサウナとかこんなのも入れた中でのあれになるので、隣地の田が約300坪と書いてあるので、これで行けば1,000m²です。1反ぐらい。

この〇〇〇〇さんにつきましては、会社が〇〇〇〇さんの息子さんになります。あその〇〇〇〇の前にあったマンションの中にテナントで〇〇〇〇さん事務所がございます。そこの息子さんです。（ 私語あり ）マンションが建っているじゃないですか、そこの1階に事務所は入っているんです。

この方は、もともと、今、結婚されておって子供さんが小さいという状況なんですけど、奥様等含めてこういったちょっとしたカフェとかそういったものを前々からしたいという計画はされておったようです。今回、たまたま自分が気に入られた土地が見つかったという事です。

3番（池田 邦義君） ここら辺はキャンプ場です、山の中といたら失礼かもしれんばってん、ちょっと奥まった所へあったやんか。

事務局長（金子 剛君） そうですね。

3番（池田 邦義君） 車用のキャンプ場、結局、テントを張るキャンプ場よりもキャンピングカー用のキャンプ場とか。

事務局長（金子 剛君） いや、じゃなくて、自分たちでテントを持ってきてキャンプを張るみたいなの。なので、今もインターネットとかでどんどん発信されますので、場所はこういうところがございますからできると思います。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。——ないようですので、採決いたします。第8号

議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全会一致で転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第9号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の31ページをお開きください。朗読説明いたします。

議案第9号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町野寄免字上木場544番1、地目、田、現況、不耕作、172m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、準公務員、米軍のほうに行かれているということなんです。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。

転用の目的、これも一般の個人住宅です。木造の平屋建て1棟、建築面積91.90m²です。農地区分が第3種農地です。

理由といたしましては、現在の居住地が手狭になったため、今回、申請地に新たに建築するものということでの申請が上がっております。

場所につきましては、35ページをお開きください。

ここからも見えますけども、角山に野寄に登る途中に〇〇〇〇というアパートがございますが、そこからまたぐっと上に登り上がったところです。

それから、37ページをお開きください。

ここに上のほうの写真を見ていただければと思いますが、544の1、544の1がここが今回の農地転用の申請地でございますが、この横に546の1とございますが、ここも、ここまで宅地が来ると。ただ、ここは農地じゃありませんので、今回、申請は上がっていないという状況です。

それから、38ページをお願いいたします。

配置図でございます。まず、ここにつきましては、まず雨水のほうがこの青の動線でございます。矢印のとおりで既存の水路へ雨水については配水をする。それから、公共下水道、ごめんなさい、ここは下水道区域でございます。この緑の動線が下水道の線となっております。ちょうど緑の長い矢印の下に丸があると思いますが、ここは、ちょうどマンホールがあるところです。ここに接続を予定ということでございます。

それから、39ページをお願いいたします。

被害防除計画でございますが、造成の計画でございますが、現状のまま利用をするということ。

それから、先ほど申しましたとおり、水路とここは下水道区域となっております。それ

から、建物の高さでございしますが、1階建ての約6mの高さになるという状況でござい
ます。

あと、ちょっと後もつてのまた説明となりますが、37ページをお開きください。現況
写真です。

後もつて非農地のほうでちょっと説明をさせていただきますけど、この後の議案です。
現況写真の上のほうを見てもらえば544の3と青い数字で書いてあります。下も
544の3と書いてあります。ここにつきましては、非農地の申出が出ているわけです。
ここも農地になっておりますので、これは後もつてちょっと説明させていただきますけど
も、現況はこういう状況ということでございます。

以上でございします。よろしくお願いいいたします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明を求めます。5番。

5番（築城 武美君） 説明いたします。

7月15日に現地立会いをいたしました。立ち会ったのは、行政書士、代理人の行政書
士ですけど〇〇〇〇さん、それから、土地所有者の〇〇〇〇さん、それから、農業推進委
員の筒井さんと農業委員の築城とで立会いをさせていただきました。

今、事務局長が申し上げたとおりでございしますが、若干、補足説明の中でちょっとある
のが、38ページの図面を見てください。または、建物の右が548の1、544の2と
いうこととなりますが、548の1のところは〇〇〇〇さんの自宅が建っています。そし
たら、544の2に田という地目があるんですが、現実はこちらまでこの548の1の建物
が建っておるということで、ここが農地転用されていないでここに住んでおるとある
と……。

そこで、これは、状況によって是正手続を取るということで言っていました。今
回の農転申請に直接関係しているわけではございません。

それから、この申請地は、過去のパトロールにおいてコンクリート張りで農機具倉庫等
に利用されておった土地でございします。それが本人に申し上げまして、是正をされ、コン
クリートをはいでいただいた後、今回、農転申請の売却をするということで農転申請に上
がっておるということになっております。

併用地546-1については、宅地というところがありますが、ここは、バス、トレー
ラー等が置いてあって、それで利用していた土地でございします。もと、ここはため池とい
う土地ですが、現在は宅地ということで、ここは農転の土地と近接して利用する土地とい
うこととなります。

それから、この道路ですが、下から登って来ますと農業用水路があるんですが、この左

側に、3つ目の左側、ずっと水路があるんですけど、これが現在、北に水田がございませんで、道路の側溝排水として利用されている具合で、上からの水がこれを下って流れておるとい状況です。大雨のときはこれがあふれるんですよというふうに〇〇〇〇さんが申し上げております。

以上、補足とさせていただきます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありますか。——ないようですので、採決をいたします。第9号議案について転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。

賛成多数で転用やむなしということで県に進達いたします。

続きまして、第10号議案非農地通知申出書（野寄地区）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 42ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第10号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。

令和3年7月26日、佐々町農業委員会会長。

43ページをお願いいたします。

非農地通知申出書でございます。申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、下記土地は自然荒廃により農地法第2条第1項の規定する農地に該当しないことを申し出ますということで、土地の所在が、北松浦郡佐々町野寄免字上木場544番3、地目、田、現況、原野、53m²でございます。

先ほど申しましたとおり、もう一度説明をしますと、まず、36ページをお開きください。36ページの中で赤枠で544の1と書いてありますが、これ、今回の申請によって分筆されたものであって、544の1と544の3は、もともと、もう1筆になっておりました。それを、今回の申請によって分筆をされております。

次、38ページを見ていただければと思いますけども、ちょうど真ん中のちょっと上ぐらいに544の3、地番が来ておりますが、ここが、今回の非農地の申請でございます。図面で書いてあるとおり、ここは、完全にもう、今、竹やぶになっておりまして、ちょっとどはがここまでつくということです。

ここは、築城委員がさっき申されたとおり、ここちょっと駐車場というか屋根付きの駐車場とかで以前はされていたわけです。なので、農地パトロールのときに非農地にできなかったというのが現状なんです。それをもう全部農地に戻してもらって、今回分筆して、

この544の3がちょっと残ったという状況です。

現況を見れば、写真を見ていただければ分かるとおおり、ここはもう、ちょっと勾配もありましてどうしても使い道がないという、竹やぶ等にもなっておりますので、今回、非農地でできないかということで申請が上がっているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明、お願いします。5番。

5番（築城 武美君） これは、竹やぶを、事務局長おっしゃったように、〇〇〇〇から上に登っていく道路が、現在、546まで36ページの字図でいうと、546まで道路としてここは使用されているということでございます。

この赤く塗った道は、その上はずっと野寄公民館までつながる幅約1mの溝で、将来的には、今、車が行けるのは546までで、写真を見てもらえると舗装が切れるのが分かると思いますが、そういう状況のところでございます。現実的には、この農地に隣接する543というのが〇〇〇〇さんの原野が上の方にありますけども、これも含めてこの道路が活用されるようになると、ここは道路敷きになっていくような土地でございます。

現実には、この土地が田んぼとして利用されておりました。以前は、田んぼの畔、のり面という状況であったということを知っております。現在は非農地として取り扱ったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。——ないようですので、採決をいたします。第10号議案について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手） ありがとうございます。全会一致ですので、非農地と判断いたします。

次に、第11号議案非農地通知申出書（角山地区）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の47ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第11号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について農業委員会の判断を行う。

令和3年7月26日、佐々町農業委員会会長。

次、48ページでございます。非農地通知申出書、申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、下記土地は、自然荒廃により農地法第2条第1項の規定する農地に該当しないことを申し出ます。

土地の所在が、佐々町角山免字切通144番1、地目、畑、現況、原野、149m²で

す。

場所につきましては、51ページをお開きください。

佐々中学校のグラウンドのところからずっとぐっと角山のほうにずっと上がりまして、ずっと上まで行きますと、ちょうど林道にかかります。木場神田林道線です。右に行けば学童農園、農業体験のほうに行って、左に行けば牟田原のほうに行く道、そこより30mぐらい手前から右に曲がったところです。ちょうど真ん中から右に折れる道がありますが、この写真を見てもらえば、右に折れたところに〇〇〇〇さんという方の御自宅がございます。

今回の申請地は、この青い、小さい青のほうです。小さい青のほうを見てください。この144番1と書いてある分です。ここが、農地として今まだ残っていると。ただ、ここにつきましては、もうここ15年ほどたつと聞いておりますが、ちょうどこの家に入る入り口が、もう道が出来ているわけです、農地の中に。なので、あとの部分はもうちょっと耕作が不能というような形で判断はできるんですが、ちょっとここが農地が、ごめんなさい、もう道が、車を入れる道路ができていますから、ちょっとそこがちょっと判断にちょっと困っているというような状況でございます。

ここの農地の所有者につきましては、先ほどいいました〇〇〇〇さんの所有地でございますので、ここに今住んでいらっしゃる〇〇〇〇さんがここを歩いて自宅に入っているという現況なんです、今。ただ、ここには多分もう農地で作るにはもう不可能とは判断いたしております、事務局としてもです。ですので、この道路だけが、ここをまた農地に戻せといったとしても、ここに、もう家に入られないようになられるわけです、〇〇〇〇さんのほうがです。なので、どうしてももうこういう形の非農地の申出しかないのかなという状況で、今回、申請が上がっているというところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明を求めます。7番。

7番（坂口 隆英君） ただいま、事務局のほうから説明があったとおりでございます。

せんだって15日の11時半からちょっと現場のほうを〇〇〇〇さんと事務局長と私と、また〇〇〇〇さん、地元の方の立会いでちょっと現況を見たわけでございます。

その中で、今、事務局長から説明がありましたとおり、一部、ここに入る道路になっているわけです。ここは私になる前からもうこういうふうになっていたということで、後からちょっともう農地パトロールしたときに気づいてはおったわけです。

でも、どうしてもここしか通るところ、家に入るところがないということと、家を建てられたときに〇〇〇〇さんとの話で、もう自由に使っていいですよという安易な双方の取

り決めで、これまでしていたというわけです。

今回、お互いこれじゃいかんということで、〇〇〇〇さんがもうここを買いたいということになったわけですが、あくまでもここは農地ということで、〇〇〇〇さんも農業じゃありませんので、売買ができない。じゃあ、どうしたらいいだろうかということで、現況ももう畑になるという形でもう利用はできるような状況でもないので、取りあえず非農地ということで、お互いにお諮りしてみたらどうかということで、一つよろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。

事務局長（金子 剛君） すみません、ちょっと現地調査票をこちらではきちんとつけているんですが、ちょっとこちらのほうに添付しておりませんでしたので、次回から添付させていただきます。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 写真を見るとこの農地の中に工作物があるんですが、これは浄化槽ですか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 52ページの現況写真を見てください。

この白い部分、左のほうの白い部分を言われていますか、それとも右の。（「左側」の声あり）左側ですね。ここにも下の写真も分かるとおりに、ちょこっとコンクリが出ています。ここにももう既に合併浄化槽とかのもうあれが設置されているわけです、もう農地の上に。

5番（築城 武美君） これは、〇〇〇〇さんのですか。

事務局長（金子 剛君） そうです。〇〇〇〇さんの専用の合併浄化槽です。

5番（築城 武美君） ということだそうです。確認でした。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） ただいま、事務局長の説明、地元委員さんの説明、これによって、これについては非農地として判断していいというふうに思いますが、ただ、もう間近にまた農地パトロールが始まりますが、ただ、それに載せてもいいんじゃないかなという気もしますけども。

したがって、今の類似した件、佐々町全体どこもあるんですけど、こういった例が。だから、本当にもう農地パトロールを十分に確認しながら、このように流れに沿うようなところに（聞き取り不能）というんですか、そういう案件がかなりあるものですから、そういったことはやはり農地じゃないということはもう明白、これを契機にお互いに今回

のことが（聞き取り不能）ますので、そういったことを十分留意なさってお互いに（聞き取り不能）。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。

長年、こういうふう放置されているところを農地パトロール行っても、もう前の委員さんたちの時代からというふうになれば、なかなか見落とししたり、もう農地じゃないと思ひ込みがあって、今回のようなこういうとがまだまだ佐々町内にあると思ひます。

もう、本当に原野化して非農地判定、農地パトロールしては、もう佐々町ではほとんど大方もう非農地になったのではないかと思ひます。こういうとを今回の農地パトロールではして、気をつけていただいて、こういうところも非農地としていいのではないかと思ひておりますので、ここらあたりも念頭に置いて今回の農地パトロールにはお願いしたいと思ひます。

戻りますが、この11号議案について採決をいたします。第11号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致ですので非農地と判断いたします。

次に、日程（5）協議事項、令和3年度農地パトロールの実施に移ります。

事務局からお願いいたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今年度も、農地パトロールということで、これは、農地法上必ず実施をなさいという義務付けがされておりますので、これは、もうどうしても皆様、夏時期のちょっと暑い中等大変とは思っておりますけども、今回も名簿を作っております、令和3年度の調査票を。

これ、平成の29年から、もう皆さんに回っていただいております、もうかなりの面積の非農地の通知を出しているというところでございます。これ、班長さんのほうに各地区分かれて名簿のほうをお渡ししておりますので、各班でまた実施のほうをお願いしたいというふうに思っております。

それから、この農地パトロールにつきましては、一応、9月いっぱいまでをお願いしたいというふうに考えております。

毎年でございますけども、あまりこんな日中の暑いときとかそういうときはちょっと避けていただいて、無理はされないでいいと思ひます。ちょっとけがをされたりとか、パトロール中にですね、ちょっと病院にかからないといけないとか、そういったときは、保険をかけておりますので、皆様のです、事務局のほうにお伝えしていただければというふうに思っております。

くれぐれも無理をされないようお願いいたします。もう、かなりあれしておりますので、もう原野化、山林化しているところはもう非農地になっていますので、主なところだけですが。あまりもうないと思うんです、そういうところも。ただ、先ほどのように、例えば、ここ農地なのにここは道ができたとかしているところは当然チェックをしとってもらいたかですけれど、結局、そこにもう建物がどんと建っておっても、要はコンクリ張りされておるとか、もう後の修復ができない場合は、そこを農地から外したいということであれば、そういう方は、もう違反転用ということで、もう県のほうに申請しないといけませんので、今回のパターンぐらいまではどうにかなるのかなと思っているんです。何も建っていない、浄化槽はちょっとありますけども、なので、ここに完全に建物とかが建っておけば、もうアウトと思ってもらってよろしいです。もう素直に違反転用の申請を上げるしかないと思います。

そういうことで気をつけていただいて、回っていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さんのほうから何かないですか。——なければ、日程（6）その他に移ります。

事務局からお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、①の8月の定例会の日程でございます。

ちょっとこれ順番がちょっとごめんなさい。あれですけど、1番と3番と一緒に回答させていただきます。

まず、8月の定例会の日程でございますけども、8月の27、金曜日、それで、この③番の日程が、この議案書の一番最後につけておりますけど、53ページに、佐々町が農業委員会の研修です。毎年実施されていると思うんですが、今年度もコロナの関係で農業会議のほうで巡回して研修の説明で上がるということで計画がされております。

それが、本町につきましては、27の13時30分から16時までという予定でございますので、総会は10時から一応、今回、計画したいというふうに思っております。

ただ、案件等がもし多ければ時間はちょっと早くなるかもしれませんが、今の予定では10時から12時までで総会を終わらせて、13時30分から農業委員さんと最適化推進員委員さんの研修会に入りたいというふうに計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、5役会につきましては、8月の19日、13時30分からです。8月の19日は木曜日です。今月の受付が毎月14日なんですが、今月土曜日に入っておりますので、受付の締切りは8月の16日、月曜までといたします。

それでは、ちょっと次に行かせていただきます。

②番の、人・農地プランのアンケート回収についてと書いてございます。これにつきましては、7月16日を締切りにさせていただいております、皆様の御協力の下、回収することができました。本当にありがとうございました。

今からはデータを取って、そのデータ結果等は皆様等にお知らせをしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この人・農地プランというのは、5年後、10年後をどうするかということをお話し合っていく内容ではございますけれども、今年度はちょっとコロナ禍で協議はしませんでした、これは、もうずっと協議はもう止まることはないと思うんです。なので、また来年、一旦、木場が集まっていたら協議をしていただいたように、また、来年、再来年というふうには話、協議をしていかないといけないのかなというふうには考えておりますので、なので、ここで終わりということではございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

5番（築城 武美君） アンケートの回収率を教えてください。

事務局長（金子 剛君） 申し訳ございません。回収率は、ちょっと一部の地区がまだ出ていないところがございますが、ほかの地区についてはほぼ出していただいております。なので、95%ぐらいです。

一応、事務局のほうからその他については以上でございます。

ほか何か、皆様から何かありますでしょうか。

7番（坂口 隆英君） その他で、すみません、ちょっといろいろと相談受けてたりなんかでちょっとあったんですけども、今の田んぼと田とかの畑を耕作しておられる隣が、高齢化とかなんとかでもう荒れているという現状があるわけす。

何とか農業委員会でどうにかしてもらえんじやろうかという相談だったと思うんですけども、これは、農業委員会でって言われてもどうっちゃという話で、「今度総会があるけん、そっちでちょっとみんなに意見ば聞いてみるけん」ということだけでちょっとあれしあたわけでございますけど、うちのところなんかでも結構あるとすもんね。そしたら、もう今、イノシシの住みかになってワイヤーメッシュしたり電柵をしたりしてもこたえんといつて、もうそんならっていつて作りよる人がもうしかたなかけんといつてはらったりはしよらすとすけども、昨年辺あたりは、志方の方とか栗林の方やったですか。ちょっとしたことありましたけど、それをしよければきりがなかごとなるっちゃろうと思うとすけども、何か皆さんにいい知恵とか何かありませんか、そういうところ。

事務局長（金子 剛君） そういったところも議員さん等からもいろいろ話は聞いております。

それで、私ちょっと言い忘れましたが、今回、農地パトロールをしていただきますよね。

そのときにそういったところ、失礼ですけど山奥で機械も通らないとか、そういうところも別にして、まだここは行けるなというような農地はちょっと書き出しちよっていただきたかです。そのパトロールのときに。

それを全部、ちょっと集約しようかなと思っておりますので、事務局のほうです。当然、借り入れる方がいらっしゃればよろしいんですが、そこがちょっと難しいというところも出てくるとは思うんですけど、結局、場所がいいところしかやはりみなさんお借りにならないのかというふうには思っておりますけども、なので、先ほど言いましたとおり、ピックアップしておっていただければ、こちらで全部ちょっと集約したいというふうは思っております。

事務局のほうでもそういったところのあれはもうちょっと、今、データにずっと残していきよりますので、皆様からも教えていただければというふうに思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） うちのほうでは、ちょっとこれじゃなかったとですけど、自分が機械をちょっと使えないということでシルバーさんをお願いをして、シルバーさんに払っていただいていたところもあります。

要は、地権者の方がやはりそういう何らかの形で払っていただければ、農業委員会と言われてもちょっとというところもあるのかなと思います。あくまでも地権者の方で、お金もかかりますけど、そういった処置していただければというふうには思っています。

一応、添えておきます。

事務局長（金子 剛君） 今、シルバーさんのほうからと言われましたけど、シルバーさんの、今、時給が900円かな、900円で大体1反ぐらいあるところを3人必要と言われるんです。の5時間ぐらい。プラス、そこで刈り倒しならいいんですけど、これをクリーンセンターに持っていかとかそういったふうになれば、まだ、軽トラ代が必要とかになるんですけど、刈り倒しでいいということであれば、大体男性が900円の3人の5時間ということで、1万4,000円、3,000円ぐらいはかかると。草刈り機のコンボイとかも入れて1万5,000円以内ぐらいというふうに思っってもらってよかです。

ただ、緊急、もうそんなにイノシシの住みかになるということであれば、緊急を要すれば、そういったところが必要になってくるのかなと思うんですけども。刈り倒したとしても、またすぐ、手入れしなかったらまたすぐ生えてきますんで。

7番（坂口 隆英君） 1回、シルバーさんでされたこともあったんです。でも、もう今の時期しても草払って1か月もすればまた元のことなるということで、そうそう、「俺たちも年

金も幾らもなかとぞ」と言われて、「そがん金かけてもしきらん」と言われれば、もうそれで終わるとですたい。

そうかといって、もうどがんかしてやれと言われて1回は私が払って、一応耕うんしたことがあったとです。もうそうそうしきらんねと言いよつたら、もう、ちょっと今、手もつけられんような状態になつとうとですたい。何か所もそれがあるとです。

それと、今までは畜産農家の方が刈り受けて牧草とか作っておられたんですけども、もう、畑は、私もよくわからんとですけども、あまり金にならんけんねと言って、田んぼならということで、もう結局、その畑も荒れ放題になってしもうとつとです。

もう今度、人・農地プランのアンケートの回収にも回ったとですけども、「あがんとかが誰ば借りる者おんもんや」とか、もう知らんばい俺は。もうそういうふうな、投げやりなあれが多かったです。またこがんとば集めに来たやと、ひどか人は、もう捨てたんもおる。

「もう、俺には関係なかけん、もう捨てたわ」とか、もうそういうふうな結構もう言われてあったもんで、どがんかせんばちやろうばってん、もうどがんもしきらん状態で。

事務局長（金子 剛君） そういったところは、売買とかも別に考えていらっしゃるんですか、売れるものであれば。

7番（坂口 隆英君） いや、それは考えておらずでしょうけど……。

事務局長（金子 剛君） 実際おらっさんと思うとですけど、貸す、貸し借りだけじゃなくて、もう売買とかも事務局として売買とかもさすというような形で考えとってよかとでしようか。買う方はいらっしゃらないとでしようけど。

7番（坂口 隆英君） それは、売ってくださいと言えば、もう自分が手に負えんごととなつたらすけん、もう、それは幾らでんよかぞというのはいますか。（ 私語あり ）ばってん、買う者がおらん……。

事務局長（金子 剛君） 確かにおっしゃるとおり。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今、深刻な問題よね。買う……。年々、現実の問題……。 （ 聞き取り不能 ） 活動組織の中で取り組んでいっています。それについては、もちろん了解をする合法的な（ 聞き取り不能 ） が中心なんですけれども、個人的なものは（ 聞き取り不能 ） されておるんですか。なかなかそこまではできないものもあるんよね。

ただ、何の事情がないところに比べますと、その点、うちはどうにか、今、補ってきておるんですけれども、今、言われたとおり、隣接する中で横はきれいにしとつても隣から荒れてきよるという状況自体が、もう、どこもここもある。だから、佐々町全体を取り上

げると相当の数が年々増えてきておるんだらうというふうにも思うんですけども。考えるものですから、その辺も含めての人・農地プラン（聞き取り不能）しなさいということになってきているようですから、深刻な問題ですので農業委員会でどうせろと言えませんが、やはり何らか本人さんの意向をよく確認しながら、その人たちも当然、我々が一生懸命になってする問題じゃないんです。

あくまでも所有者の取り組み方、できんならできんりの努力して、それに協力することは惜しまないと思うけど。そういったことですから、要するに、こういう実態にあるということは、もうお互い、もう我々は農業委員が特に（聞き取り不能）、農地を守っていかならん立場に、第一人者でありますから、そこら辺は我々に責任がないとは言えません。

お互い、その辺を（聞き取り不能）しながら、今後の問題点としてやはり考えていかならんごと思いますので、何とかその点をやはり大きな課題に向けて取り組んでいただければというふうに思います。

（聞き取り不能）、とにかく山間部です。木場も含めてそういったこと、大きな問題ですので、農地がどんどん減っているという現実です。

それから、併せて申し上げますと、（聞き取り不能）転用申請がどんどん開発行為で農地が減ってきていますから、一方は荒れて（聞き取り不能）ということで、ますます農地が佐々町の面積が減ってきて、今後もそういうことになっていくと思いますので、農業委員会何しようとかと言われなないように努めならん。大変な職務に値すると思いますので、そういうものをいま一度自覚して、取り組んでいかならんというふうに、私の意見をちょっと申し上げておきたいと思います。

以上です。

5番（築城 武美君） （聞き取り不能）解決するんじゃないくて、どういう方向を探るかということです。

先ほど、事務局長が申し上げたんですけども、荒廃地のチェックをまずやりましょうということですので、今回、また農地パトロールで荒廃地チェックを例えば主体的になるという前提として、現地調査を綿密にやるという行動したらどうかという。

それで、それは結果的に、今回、行ったアンケート調査による（聞き取り不能）な意向というのが表記されていますから、それも分析の中でチェックをするという作業を、前回、分析誰がするんですかとお尋ねしたことあるんですが、それは、農業委員さんじゃないんです。誰に頼むかどうかわかんけど。

事務局長（金子 剛君） 分析は、一応、主は県のほうでしてもらいます。

5番（築城 武美君）　そうですね、それで、県のほうで分析をされるんですが、それじゃあ、地域ごとに佐々町のどこどこ地域ごとにどういっているかということについては、具体的に事務局が何かそのパターンをつくって、それでチェックを入れていくということも考えていかんと、考えようで、考えようで、だけじゃ先に進まないの、具体的な行動パターンを何か示すことが必要じゃないかというふうに。

取りあえずは荒廃地のチェックをやりましょうと、今、A・Bと判断しています。そういう例えばCを入れるとか、パトロールのときに。

だから、そういうふうに具体化をして荒廃地のチェックをやって、それを、人・農地プランに活かすという方向に計画をしたらどうでしょうかという提案でございます。

これは、事務局長が、いや、そうしましょうとってみんなに指示をされると、そうなるんじゃないかなと……。

事務局長（金子 剛君）　すみません、私の言い方が悪い。申し訳ございません。

先ほど農業委員会のほうで毎年度、A調査とB調査判断で、Aについては当然、耕作可能なところなので、そこは当然把握しております。

これも農地、県のほうと一緒にそこは全部データを取っているわけです。なので、私が伝えたかったのは、それ以外、新たな、そういった今、坂口委員さんが言われたようなところを上げてくださいということでお伝えしたつもりですので、申し訳ございません。

15番（林 勇作君）　しかし、航空写真も、今回は限られる。

事務局長（金子 剛君）　もう航空写真はうちの事務局のほうで持っていつてもらって構いません。ただ、なかなか新しいかとはできんとです。データが一緒やもんけん。去年も池田委員が言われたと思うんですけど、26年からちょっとまだ新しくなっておらんもんで、それで、どうしても最新版ができんというのが現状なんです。もう多分、29年ぐらいにあれ打ち出してあると思うんです。

それから、もう全然変わりのなかもんけん、打ち出しても一緒なんです。

3番（池田 邦義君）　私のほうからちょっとお尋ねしたいんですけど、江里、大茂、志方、結局今後高速道路が通るわけです。

その部分の沿線のいわゆる田地、田畑ですか、そこら辺も結局高速道路の道路の通る位置、図面ですか、その通路ですか、その計画があれば、それを航空写真上に入れてもらいたいなど。

そうせんば、結局、ここはもう作っていないからB判定とかしても、ここは地主さんに聞けば、いや、もう高速道路ができるから、今年まで作りたいと申入れをしたんですけど、国のほうは認めないと。もう売買契約が成立している以上は耕作はやめてくださいという

申出があったそうです。ある人に聞いたら。

だから、そういうところを結局パトロールしても意味ないわけです。だから、そこら辺を航空写真上に結局入れて明記してもらいたいなど。それをお願いしたいと。

それともう一点、転用届がいろいろ出ていますけど、その進捗状況はいかがなものかなど。それをお尋ねします。（「進捗……」の声あり）今まで申請があった部分、ずっと工事が……。 （「履行確認の話です」の声あり）

事務局長（金子 剛君） 私が担当させていただいて、今、ちょっとまだ完成していないのが2件ございます。そのの里山の〇〇〇〇さんが建売で買われた分、それと、神田の〇〇〇〇さん。その2件、あとは全部、完了届までは当然出してもらいます。

3番（池田 邦義君） あと、あそこは、佐々川沿いは。

事務局長（金子 剛君） 基礎が打ってあるところですね。（「そうそう」の声あり）そこも、今、基礎だけは打ってあるので、進捗的にはちょっとまだ、今、打ってあるので進んでいくのかなというふうに。

3番（池田 邦義君） あそこ打っているから長くなるけんね。

事務局長（金子 剛君） そうですね。

3番（池田 邦義君） 全然、もう土台も何も入れんけん。どがんなつとうとかなと思うとですよ。

事務局長（金子 剛君） ちょっとなかなか電話に出らんけん。

3番（池田 邦義君） やはり、あそこ行った方が早か、車屋に。

事務局長（金子 剛君） その車屋に。

3番（池田 邦義君） 〇〇〇〇はもうでくつとね。

事務局長（金子 剛君） 〇〇〇〇は、もう12月いっぱいです。もう全部進捗も出してもらっている。もう決まっています。

3番（池田 邦義君） それと、志方はない。資材置き場は。

事務局長（金子 剛君） 資材置き場は、あそこ、行政書士さんにこの前、これ、進行申請出しているの、確認しておきますということで。

3番（池田 邦義君） それは、五役会で言うたばってんさ、皆さんがそこら辺はやはり知っておってもらわんとさ。五役会で知っておっても。五役会だけ知つとたつて意味ないけさ。全農業委員さん、推進委員さんにやはりそこら辺は把握しておってもらわんば。

事務局長（金子 剛君） そこはもう、今、ちょっと私もそこ現場見とらんとですけど、何も置いていない状況なんですか。

3番（池田 邦義君） 何も置いていないん。

12番(山下 夕見子君) 1階は何か測量みたいにして測りだしたけど、それから何も……。

事務局長(金子 剛君) そこはちょっと行政書士のほうにちょっと確認入れて、報告もらうようにはしているんですけど。

露店というところですね。

12番(山下 夕見子君) そうですね。何か……。置いてあるというような感じですかね。

事務局長(金子 剛君) そやけん、何々の資材置き場というような看板ぐらい立てておった方がよかつちやなかろうかということは言つとうとですけどね。

会長(吉野 裕君) ほかにございませんか。

17番(筒井 浩一君) これ、今現在耕作している土地も入っているんですか。

事務局長(金子 剛君) そのところもあります。

17番(筒井 浩一君) 抜けているのもあるんですか。

事務局長(金子 剛君) 完璧には――抜けとるともあるでしょう。どうしてもひらいきらんとこもあるけんですね。

17番(筒井 浩一君) 何も書いてないところが多分、作ってあることと思いますけど。

事務局長(金子 剛君) そうですね、今までまだ判断してなかとこです。30年からの分はずつつけておりますので、非農地にした分は。

17番(筒井 浩一君) それは書いてありますね。

事務局長(金子 剛君) はい、なかところを見てもらえばいいと思います。

17番(筒井 浩一君) 前年は作っておつても、今年は作らんといいともあつてですね。

事務局長(金子 剛君) そうですね。

17番(筒井 浩一君) 全部入っておるかなと思つて……。

事務局長(金子 剛君) 全部は多分入っておらんといいと思います。

会長(吉野 裕君) ほかにございませんか。

なかなか一長一短にできる問題じゃないので、多分、県とかに言えば事業が、中間管理事業なんかいろいろ事業がありますよ。それを使つてくださいと言わすんですけど、やはり、それを使つても、借りる人がいなければ申請もできないし、ある程度、(聞き取り不能)になったところの担い手に貸し付けるとしても、借り手がいなければ、そういう事業も、もう県なんかはそういう事業を使いなさいと言わすとは分かつとうとばつてん、何せ借りる人がいない。

そういう、そこら辺のジレンマがありますけど。

ほかになければ、本日の総会を終わりたいと思います。何度も言いますけど、暑い日が

続きますので、体には気をつけて活動していただくよう、よろしく申し上げます。どうも
お疲れさまでした。

(閉 会 午後3時03分)

上記のとおり相違ありません

会 長 音野 裕

会議録署名委員 濱野 努

会議録署名委員 池田 邦義